

西秋川衛生組合ホームページ用《持込みごみ》Q & A

トップ画面

■ 組合情報

- 持込みごみの受入れについて **NEW** 内に以下のQ & Aを追加する。

■ 持込みごみ

持込みごみについて

▶ 持込みごみQ & A

- [Q. 持込みごみはいつでも持ち込めますか？](#)
- [Q. 持込みごみの受付時間は？](#)
- [Q. 持ち込む場所はどこですか？](#)
- [Q. 誰でも持ち込むことができますか？](#)
- [Q. 実家のごみは持ち込めますか？](#)
- [Q. 畑のごみは持ち込めますか？](#)
- [Q. 別荘のごみは持ち込めますか？](#)
- [Q. 持込みの方法は？](#)
- [Q. 手数料はいくらですか？](#)
- [Q. どのようなごみを持ち込めますか？](#)
- [Q. 持ち込むことができないごみは？](#)

Q. 持込みごみはいつでも持ち込めますか？

- A. 祝日を含む毎週月曜日から金曜日までです。(但し年末年始は除きます。)
※土曜日・日曜日は持ち込むことができません。

Q. 持込みごみの受付時間は？

- A. 午前は9時から正午まで、
午後は1時から午後4時までです。

Q. 持ち込む場所はどこですか？

- A. 西秋川衛生組合高尾清掃センターの熱回収施設（焼却場）です。
住所：あきる野市高尾521番地（案内図参照）←クリックでリンクさせる
電話番号：042-596-4418
※祝日は、(株)たかお環境サービス(042-519-9362)へお問い合わせください。
-

次ページへ

Q. 誰でもごみを持ち込むことができますか？

A. 構成市町村（あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町）（以下、「構成市町村」という。）にお住いの個人の方と構成市町村から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）の方です。

※受付時に個人の方は、運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証等でご本人の確認させていただきます。許可業者の方は、構成市町村の許可書又は写しを提示してください。

【注意】他人からの委託または業として収集したごみを許可なく搬入することはできません。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反します。

Q. 実家のごみは持ち込めますか？

A. 実家の住所が確認できる書類（公共料金の領収書等）をご持参ください。

Q. 畑のごみは持ち込めますか？（賃借を含む。）

A. その土地の住所が確認できる書類をご持参ください。

Q. 別荘のごみは持ち込めますか？

A. 別荘は、娯楽保養住宅で非居住用に該当するため、持ち込めません。

Q. 持込みの方法は？

A. お車にごみを積み、西秋川衛生組合高尾清掃センターへ直接お越しください。（予約は不要）

- ① 計量棟の手前で一旦駐車し、受付をしてください。（本人確認をさせていただきます。）
- ② 受付を済ませたらお車ごと計量機に乗り、総重量を量ります。
- ③ 係員の指示に従って、熱回収施設（焼却場）のプラットホーム入口から自動開閉式扉から中に進入し、ごみの種類別に指定された場所へ持込みごみをご自身でおろしてください。
- ④ ごみをおろし終わったらプラットホームの出口から退出し、もう一度計量棟の出口側の計量機に乗り、重量の差分を量ります。
- ⑤ 計量したごみの量に応じて手数料をお支払いください。
（[持込みごみ構内案内図参照](#)） ←PDFの構内案内図をリンクさせる

Q. 手数料はいくらですか？

A. 計量機で計量された重量により、持込みごみ10kgあたり300円（許可業者の場合は、400円）の手数を現金でお支払ください。

計量は10kg単位で、10kgを超えた場合は、5kg単位で四捨五入します。

なお、10kgに満たない場合でも300円（許可業者の場合は、400円）になります。

Q. どのようなごみを持ち込めますか？

A. 個人の方は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみをそれぞれに分別して持ち込んでください。
また、許可業者の方は、可燃ごみのみです。

なお、分別に迷うものなど詳しくは、お住いの構成市町村が作成した「ごみの出し方カレンダー」や、このホームページ内の「50音別分別一覧」を参照してください。



※ホームページ内「50音別分別一覧」(PDF)をリンクさせる。

Q. 持ち込むことができないごみは？

A. ①資源となるもの

ペットボトル、白色トレイ、新聞紙、ダンボール、紙パック、雑誌類等の紙類、衣類等の布類、缶・金属類、びん類

②有害となるもの

蛍光灯、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、ライター、充電池が取り外せない製品群など

③使用済小型電子機器となるもの

DVDプレイヤー、ラジオ、デジタルカメラ、電子レンジ、ヘアドライヤー、掃除機など

④家電リサイクル法で定められた製品

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機

※専門業者、取扱店等にお問い合わせください。

⑤処理不能となるもの

石(漬物石も含む)、毒物、ガソリンや灯油等の引火物、オートバイ、車載用バッテリー(バイクも含む)、消火器など

※詳しくは、「50音別分別一覧の処理不能欄」を参照してください。

↑※ホームページ内「50音別分別一覧の処理不能欄」(PDF)をリンクさせる。

る。

◆ごみを持ち込んだ際に係員が、ごみの中身を確認する場合がありますのでご理解とご協力をお願いします。